平成２３年（フ）第５２号
京都府南丹市園部町小山西町滝谷９番地70
債務者　呼子　恵美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第９３号
京都府南丹市日吉町田原向段23番地３
債務者　上段しずえ
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
京都府綾部市宮代町土代５番地の５　宮代団地201号
債務者　槻瀬　香織
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第１６５７号
大阪府羽曳野市古市１丁目７番９号
債務者　高木　政義
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７１０号
堺市美原区北余部西１丁目１番４―101号
債務者　邉　　利恵
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
釧路市双葉町17番18号　ジョブセンター２階―A
債務者　小松　春嫁（旧姓平澤）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１７４０号
大阪府大阪狭山市半田５丁目233番地の１
債務者　川本美佐代
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７６９号
大阪府藤井寺市津堂１丁目10番44号
債務者　岩本富久子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７９号
堺市南区宮山台４丁３番９―111号
債務者　隅元　一美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７９９号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番324―201号
債務者　柿木惠三子（旧姓藤山）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
大阪市西区本田２丁目７番６―403号
債務者　伊藤　勇騎
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４号
熊本県八代市日奈久中西町404番地
債務者　榎田　雅博
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時45分
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１６５６号
東京都三鷹市新川６丁目25番20号アパートメント若草９
債務者　勝俣　美華
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
東京都八王子市絹ケ丘２丁目40番１号コーポ絹ケ丘203号
債務者　宮澤　圭一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１９４号
横浜市泉区中田南４丁目９番24号　ベルテさいき102
債務者　海老名清一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８０号
横浜市栄区公田町740番地　26棟203号
債務者　坂本　菊雄
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４４１号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目12番地12　天王町ダイヤモンドマンション304号室
債務者　村上由織江
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部